

今までに寄せられた質問

◆ 受講対象者について

Q1：修了確認期限が分からないのですが。

A：文部科学省のホームページで、ご確認ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/003/index1.htm

Q2：更新講習の申し込みをする際、受講対象者であることの証明は誰にしてもらえばよいですか。

A：現職教員の方は、勤務先の校（園）長です。それ以外の方については、立場によって異なります。本学の受講者募集要項に記載しております受講申込書記入例および、記入方法についての説明をご覧ください、ご確認ください。

Q3：幼稚園教諭の免許状を所持している保育士は免許状更新講習を受講できますか。

A：認定こども園に勤務する保育士の方や認可保育所に勤務する保育士の方、幼稚園を設置する者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士の方は受講することができます。（※教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令等の公布及び施行について（通知）を参照ください。）

ただし、保育士の方は受講の義務がないため、旧免許状所持者（平成21年3月31日以前に教員免許状を授与された方）の場合、修了確認期限までに免許状更新講習の修了確認を受けなくても免許状が失効することはありません。

修了確認期限までに講習を修了していない場合で、修了確認期限経過後に教員になるときには、教員になるまでに免許状更新講習を受講・修了し、各自で免許管理者（住所地のある都道府県教育委員会）に申請を行う必要があります。

なお、次に該当する方についても、免許状更新講習の受講資格が認められています。

- ・幼稚園教員としての採用内定を受けた方
- ・幼稚園教員としての勤務経験がある方
- ・幼稚園教員として勤務する可能性がある者（臨時的任用教員リスト登載者等）として、任命または雇用予定者の証明を受けた方

Q4：過去に教員として勤務していましたが、現在は退職しています。更新講習を受講できますか。その場合、申込書の証明者記入欄はどうすればよいですか。

A：教員経験者は、現在勤務していない方でも更新講習を受講できます。勤務時の任命または雇用していた者（教育委員会等）または、勤務していた校（園）の校（園）長の証明の証明を受けてお申し込みください。

Q5：教員免許状（旧免許状）を所持していますが、教職に就いたことはありません。どの様な扱いになりますか。

A：教員の普通免許状を所持しているものの、当面、教員になる意思のない方、教員として任用・雇用されることが見込まれない方は、最初の修了確認期限は設定されますが、当該修了確認期限までに免許状更新講習を受講・修了することの義務は課されていませんので、免許状更新講習を受講・修了せずに最初の修了確認期限を経過しても、持っている免許状が失効することはありません。また、免許状更新講習を受講することもできません。ただし、修了確認期限を経過した後に教員になる場合には、任用または雇用されるまでに更新講習を受講し、受講修了確認を受けておくことが必要となります。

Q6：教員免許状（旧免許状）を所持していますが、今まで教職に就いたことはありません。この度、教職に就くことになり、受講対象の生年月日にあたるのですが、受講する必要はありますか。

A：教職に就くのであれば、受講・修了が必要です。申込書の証明者記入欄には、任用する可能性のある任命権者（教育委員会や内定先等）または雇用者の証明を受けてお申し込みください。

Q7：20年前に大学を卒業し、教員免許状取得に必要な単位は取っていましたが、免許は取得していませんでした。今から申請して、取得するためには更新講習の受講が必要とのことですが、その場合でも受講はできますか。

A：免許状を所持していない方が所要資格（免許状の授与に必要な学位と単位を満たした状態）を得てから10年以上経過した場合は、免許申請までに更新講習の受講・修了が必要です。ただし、更新講習を受講できるのは教員となることが見込まれる方です。免許取得申請の手続き後、臨時的任用（常勤・非常勤）教員リストに登載している教育委員会や採用内定先など、任用する可能性のある任命権者または雇用者の証明を受けて、お申し込みください。

Q8：栄養教諭免許状を所持しています。更新講習を受講できますか。

A：修了確認期限に基づく受講期間に該当する方は受講できます。ただし、本学では、栄養教諭を対象とする選択領域の講習は開講していませんのでご注意ください。

◆ 受講申込について

Q9：インターネットで申し込みはできますか。

A：本学の教員免許状更新講習の申し込みは、郵送か持参に限ります。募集要項に記載の申込期間内にお申し込みください。

Q10：申し込みが多数だった場合、どうなりますか。

A：定員を超過した場合は、募集要項に記載の「受講の決定」のとおり、抽選によって決定します。

Q11：更新に必要な30時間のうち一部を受講することはできますか。

A：必修領域の講座と選択必修領域の講習は各6時間を受講してください。選択領域の講習は1講習6時間から3講習18時間まで各自の都合に合わせて受講できます。

Q12：選択必修領域と選択領域の講習は、「主な受講対象者」に該当していなくても受講することはできますか。

A：「主な受講対象者」に該当していなくても、「対象職種」が合致していれば受講していただけます。募集要項の講習詳細情報で講習内容をご確認のうえ、お申し込みください。

Q13：選択必修領域と選択領域の講習は、自分の担当教科でないものを選んでよいのでしょうか。

A：担当教科にかかわらず受講していただけます。募集要項の講習詳細情報に記載してあります講習の概要を参考にしてお申し込みください。ただし、養護教諭については対象となっている講習の中から選択してください。

Q14：結婚して姓が変わりました。どちらの氏名で申し込めばよいですか。

A：履修証明書、修了証明書は、お申し出いただいた氏名で発行します。修了確認申請や、免許状の書き換え等の手続き方法については、免許管理者へお問い合わせください。

Q15：非常勤講師として現在2校に勤務しています。両方の校長の証明が必要でしょうか。

A：どちらか1校の校長の証明で結構です。

Q16：申込書の証明者記入欄に「証明書類の添付でも可」とありますが、どんな書類ですか。

A：申込書の証明者記入欄と同様の内容が記載してある書類を添付してください。教員勤務経験者は、在職証明書でも可です。

Q17：申込書はコピーでもよいですか。

A：両面コピーをしてお使いください。白黒コピーでも構いません。

Q18：プリンターがないので、募集要項と申込書を印刷できません。

A：4月上旬に、滋賀県内の各幼・小・中・高校および、市町教育委員会あてに募集要項を3~5部配布しておりますので、滋賀県内にお勤めの方は、職場等に配付済みの募集要項をお使いください。また、次の方法で教員免許状更新講習事務室に募集要項を請求することも可能です。

- ① 返送用封筒<定形外角形2号>に180円分の切手を貼付し、受取人の住所と氏名を明記する。
- ② ①を封筒に入れ、下記請求先に送付する。

※表に、「免許状更新講習募集要項請求」と朱書きする。

※①の返送用封筒は折っていただいても結構です。

請求封筒が本学に届き次第、募集要項をお送りします。



〒520-0862 滋賀県大津市平津二丁目5番1号
滋賀大学教育学部 教員免許状更新講習事務室

※一度に複数冊請求され、同一住所に返送を希望される場合の返送用切手は次のとおりです。

冊数	1冊	2冊	3~5冊	6~10冊
切手	180円切手	215円切手	300円切手	350円切手

◆ その他

Q19：免許管理者とはどちらのことですか。

A：現職の方は勤務先の都道府県教育委員会です。教員として勤務していない方は、住所地の都道府県教育委員会です。

Q20：免許状が旧姓のままなのですが、どうすればよいですか。

A：免許状の書換手続きについては免許管理者へお問い合わせください。

Q21：講習会場へ自家用車で行くことはできますか。

A：本学キャンパス内での駐車はできません。公共交通機関をご利用ください。講習日には、石山駅発、大学行きの臨時バスの運行を予定しています。(未就学児や要介護者の預け先への送迎のため、公共交通機関利用によっては来学が著しく困難な方で、自家用車での来学・駐車をご希望の方は、事務室までご連絡ください。ただし、ご希望に添えない場合もありますのでご了承ください。)

Q22：諸事情で講習当日に欠席する場合の扱いはどうなりますか。別日程の講習、次年度の講習へ振り替えることはできますか。

A：講習当日に欠席される場合は、事務室まで連絡願います。講習の前日 17:00 までに受講辞退や欠席を申し出られた場合は、1 回につき 3,000 円の手数料を差し引いて受講料を返還します。講習前日 17:00 以降の欠席連絡については、受講料の返還はできません。また、別日程の講習への振替はできません。次年度以降の講習には新たな申し込みが必要です。

Q23：複数の教員免許状を持っている場合、どのような扱いになりますか。

A：基本的には複数の免許状を持っていても、30 時間分の更新講習を受講・修了し、1 回、修了確認を受けることで、全ての所持免許状が更新されます。

- 新免許状を複数所持している場合

→有効期間の満了の日の最も新しい日付が、全ての所持免許状の有効期間の満了の日となります。

- 旧免許状を複数所持している場合

→最も新しく授与された免許状の授与から 10 年後まで、修了確認期限の延期申請を行うことができます。(ただし、特別支援学校教諭免許の「領域の追加」は「授与」ではないため、延期がされることはありません。)

Q24：免許状の修了確認期限の延期申請はどのような場合に認められますか。

A：病気、出産、育児などの理由により休暇中であることや、専修免許状取得目的の大学院等の課程に在学していること、災害や海外派遣などのやむを得ない事由により更新講習を受講できない場合、申請により修了確認期限の延期が認められます。詳しくは文部科学省のホームページでご確認ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/08051422/008.htm

Q25：平成 27 年度に受講し、一部履修認定を受けていますが、平成 28 年度 4 月の免許状更新制度改革後の講習をあらためて受講しなければいけませんか。

A：所定の期間内に履修認定された場合に限り、あらためて受講する必要はありません。

詳しくは受講者募集要項 9 ページ「免許状更新講習規則の一部改正に伴う確認事項について」をご確認ください。